

規則等の案の概要

1 規則等の案の題名

「薬局並びに医薬品販売業等の許可に関する基準」の一部改正について（案）

2 規則等を定める根拠となる法令の条項

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号)

第 4 条、第 24 条、第 39 条

3 改正の趣旨

薬局並びに医薬品販売業等の許可に関して上記 2 に記載の法令において定められており、静岡市においては許可事務における公平性の確保と透明性の向上を図ることを目的として「薬局並びに医薬品販売業等の許可に関する基準」（以下「基準」といいます。）を定めています。

今般、以下の通知に基づき基準を一部改正します。

①R4. 10. 6 薬生総発 1006 第 1 号 複数の卸売販売業者が共同で設置する発送センターの営業所における他の卸売販売業者の営業所の場所からの区別について

②R5. 3. 31 薬生発 0331 第 16 号 登録販売者制度の取扱い等について

③R5. 6. 30 薬生機審発 0630 第 5 号 複数の医療機器の販売業者又は貸与業者が共同で利用する倉庫業者の営業所における他の医療機器の販売業者又は貸与業者の営業所の場所からの区別について

また、前回改正（H31）以降発出された通知等を中心に基準の内容の一部見直しを行い、その他所要の改正を行います。

4 規則等の案の内容

別紙による

5 規則等を施行する時期(予定)

令和 8 年 3 月